

**T S（ノンプリズム方式）を用いた
出来形管理の監督・検査要領
（舗装工事編）
（案）**

令和5年3月

国 土 交 通 省

はじめに

i-Construction は、情報通信技術の適用により高効率・高精度な施工を実現するものであり、工事施工中においては、施工管理データの連続的な取得を可能とするものである。そのため、施工管理においては従来よりも多くの点で品質管理が可能となり、これまで以上の品質確保が期待される。

施工者においては、実施する施工管理にあつては、施工管理データの取得によりトレーサビリティが確保されるとともに、高精度の施工やデータ管理の簡略化・書類の作成に係る負荷の軽減等が可能となる。また、発注者においては、従来の監督職員による現場確認が施工管理データの数値チェック等で代替可能となる他、検査職員による出来形・品質管理の規格値等の確認についても数値の自動チェックが今後可能となるなどの効果が期待される。

近年利用が進んでいる広範囲に面的な計測が容易な3次元計測手法としては、地上型レーザーキャナー（以下、「TLS」という。）や無人航空機を用いた写真測量などがある。これらの計測手法は、従来の巻尺、レベルを用いる方法に比べ計測時間が短いため測量作業が効率化する利点があるが、ピンポイントで計測箇所を指定できないことや、計測で得られる3次元点群のデータ量が膨大でPC等での処理に時間が掛かるなどの留意すべき点もある。一方、ノンプリズム方式のトータルステーション（以下、TS（ノンプリズム方式）と呼ぶ）には、指定範囲内を指定間隔で座標計測可能な機種があり、これを利用すれば出来形等を面的に計測しつつ、取得した点群の密度調整の手間を省くことができる。

本要領を用いた監督・検査の実施にあたっては、本要領の主旨、記載内容をよく理解するとともに、実際の監督・検査にあたっては、「工事施工前における使用機器の精度の確認」、「既済部分検査及び完了検査実施時における出来形管理・品質の確認」を実施し、適切な管理の下での出来形計測データ等の取得及びトレーサビリティの確保、並びに規格値を満足した出来形計測データ等の取得を行うものとする。

今後、現場のニーズや本技術の目的に対し、更なる機能の開発等技術的発展が期待され、その場合、本要領についても開発された機能・仕様に合わせて改訂を行うこととしている。なお、本要領は、施工者が行う施工管理に関する要領と併せて作成しており、施工管理については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 第3編 舗装工編」を参照していただきたい。

目 次

1. 目 的	1
2. TS（ノンプリズム方式）活用のメリット	1
2-1 工事目的物の品質確保	1
2-2 業務の効率化	1
3. 要領の対象範囲	2
4. 用語の説明	2
5. 監督職員の実施項目	2
5-1 施工計画書の受理・記載事項の確認	3
5-2 基準点の指示	5
5-3 設計図書の3次元化の指示	5
5-4 工事基準点の設置状況の把握	5
5-5 3次元設計データチェックシートの確認	5
5-6 精度確認試験結果報告書の把握	6
5-7 出来形管理状況の把握	6
6. 検査職員の実施項目	7
6-1 出来形計測に係わる書面検査	7
6-2 出来形計測に係わる実地検査	9
7. 管理基準及び規格値等	10
7-1 出来形管理基準及び規格値	10
7-2 品質管理及び出来形管理写真基準	10

（参考資料）

参考資料-1	12
通常工事と「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理」における監督・ 検査要領との相違点比較一覧（舗装工事編）	
参考資料-2	13
3次元設計データチェックシート	
参考資料-3	14
精度確認試験結果報告書	
参考資料-4	17
用語の説明	
参考資料-5	20
TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の活用により期待される機能と導入効果	

TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領 （舗装工事編）

1. 目的

本要領は、ノンプリズム方式のトータルステーション（以下、「TS（ノンプリズム方式）」という）を用いた出来形管理に係わる監督・検査業務に必要な事項を定め、監督・検査業務の適切な実施や更なる効率化に資することを目的とする。

また、受注者に対しても、施工管理の各段階（工事測量、3次元設計データの作成、施工中の出来形確認・出来高確認、施工後の出来形確認・出来高確認、出来形管理帳票の作成）で、より作業の確実性や自動化・省力化が図られるように、出来形管理・出来高管理が効率的かつ正確に実施されるための適応範囲や具体的な実施方法、留意点等を示したものである。

2. TS（ノンプリズム方式）活用のメリット

TS（ノンプリズム方式）を活用することによるメリットは、現状においては工事測量や出来形計測、数量算出など施工段階を中心としたメリットとなるが、今後、取得したデータの利活用による維持管理の効率化等、様々なメリットが期待される。（参考資料-5参照）

今回、TS（ノンプリズム方式）の出来形計測の機能を踏まえた「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（案）」策定による発注者における主なメリットは、以下のとおりである。

2-1 工事目的物の品質確保

1) 2次元データから3次元設計データを作成するため、図面の照査が確実

・詳細については、「5-5 3次元設計データチェックシートの確認」を参照。

2) TS（ノンプリズム方式）による出来形計測は面的な計測データを含むため、出来形が確実で確認が容易

・詳細（監督職員対応）については、「5-7 出来形管理状況の把握」を参照。

・詳細（検査職員対応）については、「6-1 出来形計測に係わる書面検査」を参照。

3) 出来形を面的に計測することによる品質確保

・詳細については、「7-1 出来形管理基準及び規格値」を参照。

4) 面的な計測結果を用いた図面の作成及び数量算出による品質確保

・面的な計測結果（工事測量、出来形計測等）から図面作成や数量算出を行うため、設計変更内容が確実に反映され、再利用性の高い完成図が納品される。

2-2 業務の効率化

1) 3次元設計データの作成による図面の照査が効率化

・詳細については、「5-5 3次元設計データチェックシートの確認」を参照。

2) 実地検査における検査頻度を大幅に削減（ただし、出来形帳票作成ソフトウェア機能要求仕様書が配出され、対応したソフトウェアが導入されるまでは実地検査を行う）

3) 写真管理基準の効率化が可能

・詳細については、「7-2 品質管理及び出来形管理写真基準」を参照。

3. 要領の対象範囲

本要領の対象範囲は、3次元設計データを活用したTS（ノンプリズム方式）を用いた舗装工事における出来形管理を対象とする。

4. 用語の説明

用語の説明の内容は、参考資料-4に示す。

5. 監督職員の実施項目

本要領を適用したTS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理についての監督職員の実施項目は、以下の項目とする。

受注者のTS(ノンプリズム方式)による出来形管理作業フロー	監督職員の実施項目
<pre> graph TD A[施工計画書] --> B[準備工] B --> C[3次元設計データ入力] C --> D["(施工)"] D --> E[出来形計測] E --> F[出来形帳票作成等] E -- "工事測量による補正" --> B </pre>	<ol style="list-style-type: none"> ①施工計画書の受理・記載事項の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・適用工種、出来形計測箇所、出来形管理基準・規格値・出来形管理写真基準等 ・使用機器・ソフトウェアについて施工計画書の記載を確認 ②基準点の指示 <ul style="list-style-type: none"> ・基準点の指示 ③設計図書の3次元化の指示 <ul style="list-style-type: none"> ・3次元設計データに基づいた設計照査や出来形管理、数量算出結果を受け取るために、設計図書を3次元化することを受注者に指示 ④工事基準点等の設置状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・工事基準点の測量成果及び設置状況の把握 ⑤3次元設計データチェックシートの確認 <ul style="list-style-type: none"> ・3次元設計データが設計図書を基に正しく作成されていることを、3次元設計データチェックシートにより確認 <p style="text-align: center;">(通常工事の監督業務)</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑥精度確認試験結果報告書の把握 ⑦出来形管理状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・出来形管理図表の確認

図-1 監督職員の実施項目

<本施工前及び工事施工中>

5-1 施工計画書の受理・記載事項の確認

受注者から提出された施工計画書の記載内容及び添付資料をもとに、下記の事項について確認を行う。

1) 適用工種の確認

T S（ノンプリズム方式）による出来形管理を実施する工種について表－1の適用工種に該当していることを確認する。

表－1 適用工種

編	章 節		条 (工 種)
第3編 土木工事 共通編	第2章 一般施工	第6節 一般舗装工	7条（アスファルト舗装工）※1 8条（半たわみ性舗装工）※1 9条（排水性舗装工）※1 10条（透水性舗装工）※1 11条（グーアスファルト舗装工） 12条（コンクリート舗装工）※1
第6編 河川編	第1章 築堤・護岸	第11節 付帯道路工	5条（アスファルト舗装工）※1 6条（コンクリート舗装工）※1
	第2章 一般施工 第1章 築堤・護岸 第4章 水門	第18節 舗装工	5条（アスファルト舗装工）※1 6条（半たわみ性舗装工）※1 7条（排水性舗装工）※1 8条（透水性舗装工）※1 9条（グーアスファルト舗装工） 10条（コンクリート舗装工）※1
第7編 河川海岸編	第1章 堤防・護岸	第14節 付帯道路工	5条（アスファルト舗装工）※1 6条（コンクリート舗装工）※1
第8編 砂防編	第1章 砂防堰堤	第12節 付帯道路工 第4節 舗装工	5条（アスファルト舗装工）※1 6条（コンクリート舗装工）※1
第10編 道路編	第2章 舗装	第4節 舗装工	5条（アスファルト舗装工）※1 6条（半たわみ性舗装工）※1 7条（排水性舗装工）※1 8条（透水性舗装工）※1 9条（グーアスファルト舗装工） 10条（コンクリート舗装工）※1

※1 路盤工を含む。

2) 出来形計測箇所、出来形管理基準及び規格値・出来形管理写真基準等の確認

本要領の「7. 管理基準及び規格値等」に基づき記載されていることを確認する。

3) 使用機器・ソフトウェアの確認

出来形管理に使用するTS（ノンプリズム方式）本体及びソフトウェアについては、下記の項目及び方法で確認する。

① TS（ノンプリズム方式）本体

TS（ノンプリズム方式）のハードウェアとして有する測定精度が以下に示す性能と同等以上の測定精度を有し、適正な精度管理が行われている機器であること。

測定範囲内の鉛直精度：アスファルト舗装	
路床表面	±20mm 以内
下層路盤表面	±10mm 以内
上層路盤表面	±10mm 以内
基層・中間層表面	±4mm 以内
表層表面	±4mm 以内
コンクリート舗装	
路床表面	±20mm 以内
下層路盤表面	±10mm 以内
粒度調整路盤表面	±10mm 以内
セメント（石灰・瀝青）安定処理表面	±10mm 以内
アスファルト中間層表面	±4mm 以内
コンクリート舗装版表面	±4mm 以内
測定範囲内の平面精度：アスファルト舗装	
路床表面	±20mm 以内
下層路盤表面	±20mm 以内
上層路盤表面	±20mm 以内
基層・中間層表面	±10mm 以内
表層表面	±10mm 以内
コンクリート舗装	
路床表面	±20mm 以内
下層路盤表面	±20mm 以内
粒度調整路盤表面	±20mm 以内
セメント（石灰・瀝青）安定処理表面	±20mm 以内
アスファルト中間層表面	±10mm 以内
コンクリート舗装版表面	±10mm 以内

※当該現場での計測最大距離において、試験計測点の高さの測定精度。

測定精度	必要な測定精度を満たすTS（ノンプリズム方式）を用いた計測結果であることを示す精度確認試験結果。（参考資料－3参照）
精度管理	TS（ノンプリズム方式）本体の保守点検を実施したことを示す点検記録。製造元が推奨する有効期限内。

※精度確認は当該現場での使用から12か月以内に実施したものであること。

② 使用するソフトウェア

TS（ノンプリズム方式）で利用するソフトウェアが「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編」に必要なソフトウェアであることを確認すること。

3次元設計データソフトウェア	施工計画書において使用するソフトウェア（ソフトメーカー、ソフトウェア名、バージョン）を確認する。
点群処理ソフトウェア	
出来形帳票作成ソフトウェア	
出来高算出ソフトウェア	

5-2 基準点の指示

監督職員は、工事に使用する基準点を受注者に指示する。基準点は、4級基準点及び3級水準点（山間部では4級水準点を用いてもよい）、もしくはこれと同等以上のものは国土地理院が管理していなくても基準点として扱う。

5-3 設計図書の3次元化の指示

監督職員は、設計図書が2次元図面の場合、3次元設計データ（3次元の面的なデータ）に基づいた設計照査や出来形管理、数量算出結果を受け取るために、設計図書を3次元化することを受注者に指示する。

5-4 工事基準点の設置状況の把握

監督職員は、受注者から工事基準点に関する測量成果を受領した段階で、工事基準点が、指示した基準点をもとにして設置したものであること、また、精度管理が適正に行われていることを把握する。

5-5 3次元設計データチェックシートの確認

監督職員は、3次元設計データが設計図書を基に正しく作成されていることを、受注者が確認し提出された「3次元設計データチェックシート」により確認する。

標高較差で出来形管理を行う場合、目標高さが設計図を元に作成した各層の高さと異なる場合は、施工前に作成した3次元設計面に対する高さ（設計図を元に計算される高さ）からのオフセットにより目標高さを設定する必要がある。オフセット高さについては、受注者からの協議内容を確認のうえ指示する。（工事打合せ簿）。オフセット高さとは、設計図書を元に作成した3次元形状に対して、出来形管理基準及び規格値の範囲内の施工誤差を考慮した場合の各層における施工前に作成した3次元設計面に対する高さとの差のことである。目標高さ（下図①）は、直下層の目標高さ（下図②）に直下層の出来形を踏まえて、設計厚さ以上の高さ（下図③）を加えて定めた計測対象面の高さ。

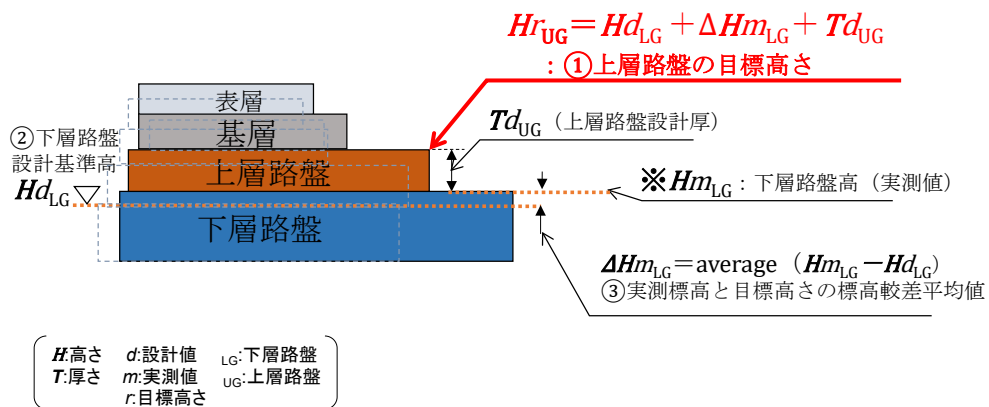


図-2 目標高さ (例: アスファルト舗装)

5-6 精度確認試験結果報告書の把握

監督職員は、受注者が実施 (TS (ノンプリズム方式) 計測を実施する前に行う) した TS (ノンプリズム方式) の測定精度に関する資料を受理した段階で、出来形管理に必要な測定精度を満たす結果であることを把握する。

5-7 出来形管理状況の把握

監督職員は、受注者の実施した出来形管理結果 (出来形管理図表) を用いて出来形管理状況を把握する。

6. 検査職員の実施項目

本要領を適用した出来形管理箇所における出来形検査の実施項目は、当面の間、下記に示すとおりである。

<工事検査時>

6-1 出来形計測に係わる書面検査

1) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理に係わる施工計画書の記載内容

施工計画書に記載された出来形管理方法について、監督職員が実施した「施工計画書の受理・記載事項の確認結果」を工事打合せ簿で確認する。

（施工計画書に記載すべき具体的な事項については、本要領「5-1 施工計画書の受理・記載事項の確認」の確認項目を参照）

2) 設計図書の3次元化に係わる確認

設計図書の3次元化の実施について、工事打合せ簿で確認する。

3) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理に係わる工事基準点等の測量結果等

出来形管理に利用する工事基準点や標定点について、受注者から測量結果が提出されていることを、工事打合せ簿で確認する。

4) 3次元設計データチェックシートの確認

3次元設計データが設計図書（工事測量の結果、修正が必要な場合は修正後のデータ）を基に正しく作成されていることを受注者が確認した「3次元設計データチェックシート」が、提出されていることを工事打合せ簿で確認する。標高較差で出来形管理を行う場合、目標高さが設計図を元に作成した各層の高さと異なる場合は、施工前に作成した3次元設計面に対する高さ（設計図を元に計算される高さ）からのオフセットにより目標高さを設定する必要がある。この場合、オフセット高さについて、工事打合せ簿で確認する。目標高さについては図-3を参照のこと。

5) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理に係わる精度確認試験結果報告書の確認

TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形計測が適正な測定精度を満たしているかについて、受注者が確認した「精度確認試験結果報告書」が、提出されていることを工事打合せ簿で確認する。

6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理に係わる「出来形管理図表」の確認

出来形管理図表について、出来形管理基準に定められた測定項目、測定頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認する。

バラツキについては、各測定値の設計との離れの規格値に対する割合をプロットした分布図の凡例に従い判定する。

（※）出来形管理要領によれば、分布図が具備すべき情報としては、以下のとおりとする。

- ・離れの計算結果の規格値に対する割合を示すヒートマップとして-100%～+100%の範囲で出来形評価用データのポイント毎に結果を示す色をプロットするとともに、色の凡例を明示
- ・±50%の前後、±80%の前後が区別できるように別の色で明示
- ・規格値の範囲外については、-100%～+100%の範囲とは別の色で明示
- ・発注者の求めに応じて規格値の50%以内に収まっている計測点の個数、規格値の80%以内に収まっている計測点の個数について図中の任意の箇所に明示できることが望ましい。
- ・規格値が正負いずれかしか設定されていない工種についても、正負を逆転した側にも規格値が存在するものとして表示することが望ましい。

とされている。

7) 品質管理及び出来形管理写真の確認

「7-2 品質管理及び出来形管理写真基準」に基づいて撮影されていることを確認する。

8) 電子成果品の確認

出来形管理や数量算出の結果等の工事書類が、「工事完成図書の電子納品等要領」で定める「ICON」フォルダに格納されていることを確認する。

電子成果品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3次元設計データ (LandXML 等のオリジナルデータ (TIN)) ・ 出来形管理資料 (出来形管理図表 (PDF) または、ビュー付き 3次元データ) ・ T S (ノンプリズム方式) による出来形評価用データ (CSV、LandXML、LAS 等のポイントファイル) ・ T S (ノンプリズム方式) による出来形計測データ (LandXML 等のオリジナルデータ (TIN)) ・ T S (ノンプリズム方式) による計測点群データ (CSV、LandXML、LAS 等のポイントファイル) ・ 工事基準点 (CSV、LandXML、SIMA 等のポイントファイル)
-------	---

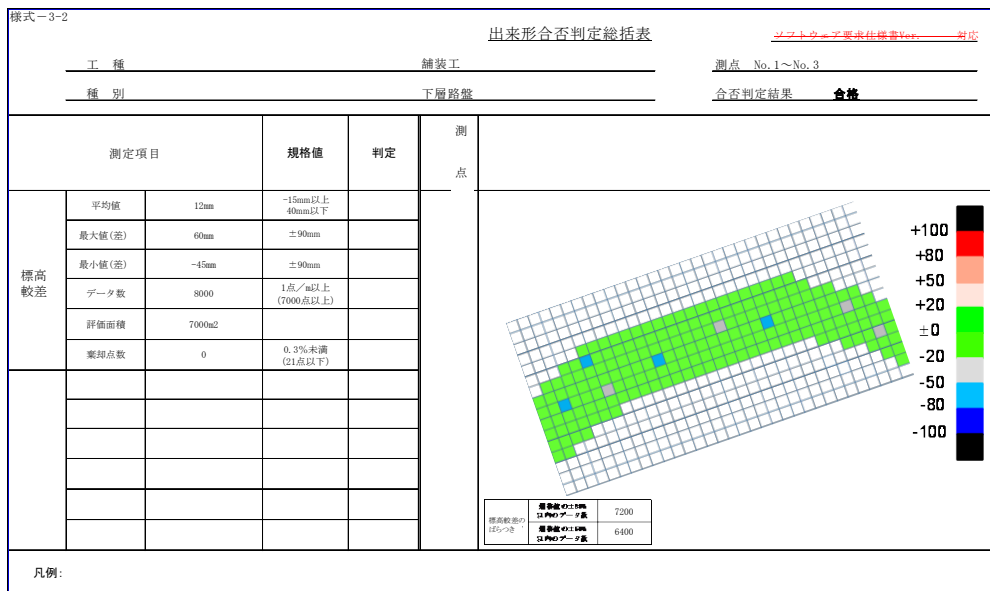


図-3 作成帳票例 (出来形管理図表・標高較差)

6-2 出来形計測に係わる実地検査

検査職員は、施工管理データが搭載されたTS等を用いて、現地で自らが指定した箇所の出来形計測を行い、3次元設計データの設計面と実測値との標高差が規格値内であることを検査する。（ただし、出来形帳票作成ソフトウェアの機能要求仕様書が配出され、計測データの改ざん防止や信憑性の確認可能なソフトウェアが現場導入されるまで期間とする）。

検査頻度は表-2 検査頻度のとおりとする。（ここでいう断面とは厳格に管理断面を指すものではなく、概ね同一断面上の数か所の標高を計測することを想定している。）TS等を用いた実測値の計測は、1回の計測結果あるいは、複数回の計測結果を用いて算出してもよい。

なお、7-1 出来形管理基準及び規格値に示す基準を適用できない場合は、「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」に示される従来の出来形管理基準及び規格値によることができる。

表-2 検査頻度

工種	計測箇所	確認内容	検査頻度
舗装工	検査職員が指定する任意の箇所	基準高、厚さ あるいは標高較差	1工事につき1断面

※基準高は、設計図書に表層の基準高が規定されている場合に実施

※厚さは、同一平面における直下層の高さとの差

※標高較差は、3次元設計データの設計面と実測値との標高差

7. 管理基準及び規格値等

7-1 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値は「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」のうち面管理の場合に定められたものとする。測定値はすべて規格値を満足しなくてはならない。

なお、管理基準及び規格値に関する留意点としては、以下の項目がある。

- ①出来形管理基準及び規格値に示される「個々の計測値」は、すべての測定値が規格値を満足しなくてはならない。本管理要領におけるすべての測定値が規格値を満足するとは、出来形評価用データのうち、99.7%が「個々の計測値」の規格値を満たすものをいう。

7-2 品質管理及び出来形管理写真基準

本要領に基づく出来形管理における撮影項目、撮影頻度及び提出頻度は、「写真管理基準（案）」によるものとする。

なお、撮影の留意点としては、以下の項目がある。

- ① 出来形管理状況の写真は、TS（ノンプリズム方式）の設置状況が分かるものとする。
- ② 被写体として写しこむ小黑板については、工事名・工種等・出来形計測点（測点・箇所）を記述し、設計寸法・実測寸法・略図については省略してよい。



図－4 写真撮影例

参 考 資 料

参考資料－1 通常工事と「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理」の監督・検査の相違点比較
一覧(舗装工事編)

参考資料－2 3次元設計データチェックシート

参考資料－3 精度確認試験結果報告書

参考資料－4 用語の説明

参考資料－5 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理の活用により期待される機能と導入効果

参考資料-1 通常工事と「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理」の監督・検査の相違点比較一覧（舗装工事編）

【監督関係】

項目	通常工事における監督・検査基準等	TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領	備考
1. 施工計画書の受理		要領5-1 施工計画書の受理・記載事項の確認 ①適用工種の確認 ②出来形計測箇所、出来形管理基準及び規格値・出来形管理写真基準等の確認 ③使用機器・ソフトウェアの確認	・TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理に関する記載事項を確認する。
2. 監督職員の確認事項		要領5-3 設計図書の3次元化の指示 ①設計図書の3次元化の指示	・3次元設計データに基づいた設計照査や出来形管理、数量算出結果を受け取るために、設計図書を3次元化することを受注者に指示する。
		要領5-4 工事基準点等の設置状況の把握 ①標定点の設置状況の把握	・標定点を利用する場合は、指示した基準点をもとにして設置したものであること、また、精度管理が適正に行われていることを把握する。
		要領5-5 3次元設計データチェックシートの確認 ①3次元設計データチェックシートの確認	・3次元設計データが設計図書を基に正しく作成されていることを、受注者が確認した「3次元設計データチェックシート」により確認する。
		要領5-6 精度確認試験結果報告書の把握 ①精度確認試験結果の把握	・TS（ノンプリズム方式）を用いた計測結果が適正な計測精度を満たしているかについて、受注者が実施した「精度確認試験結果報告書」を把握する。
		要領5-7 出来形管理状況の把握 ①TS（ノンプリズム方式）による出来形管理結果（出来形管理図表）による出来形管理状況の把握	・出来形管理図を確認し、出来形管理状況を把握する。

【検査関係】

項目	通常工事における監督・検査基準等	TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領	備考																						
1. 出来形管理に関わる資料検査		要領6-1-2) 設計図書の3次元化に係る確認 ・設計図書の3次元化の実施について、工事打合せ簿により確認	・3次元設計データに基づいた設計照査や出来形管理、数量算出結果を受け取るために、設計図書の3次元化の実施について工事打合せ簿で確認する。																						
		要領6-1-4) 3次元設計データチェックシートの確認 ・「3次元設計データチェックシート」が提出され、監督職員が確認していることを、工事打合せ簿により確認	・TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理では、監督職員による「3次元設計データチェックシート」の確認を工事打合せ簿で確認する。																						
		要領6-1-5) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理に係る精度確認試験結果報告書の確認 ・「精度確認試験結果報告書」が提出されていることを工事打合せ簿により確認	・TS（ノンプリズム方式）を用いた計測結果が適正な計測精度を満たしているかについて、受注者から「精度確認試験結果報告書」が提出されていることを工事打合せ簿で確認する。																						
		要領6-1-8) 電子成果品の確認 ・出来形管理や数量算出の結果等の電子成果品が提出され、「工事完成図書の電子納品等要領」で定める「ICON」フォルダに格納されていることを確認	・成果品は、出来形計測データ、3次元設計データ、計測点群データ、工事基準点および標定点データ、出来形管理資料である。																						
	品質管理及び出来形管理写真基準 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">写真管理項目</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度[時期]</th> <th>提出頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト舗装工 (下層路盤工、上層路盤工)・・・その他</td> <td>幅</td> <td>各層毎80mに1回[整正後]</td> <td>代表箇所各1枚</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	写真管理項目			撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	アスファルト舗装工 (下層路盤工、上層路盤工)・・・その他	幅	各層毎80mに1回[整正後]	代表箇所各1枚	要領7-2 品質管理及び出来形管理写真基準 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">写真管理項目</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度[時期]</th> <th>提出頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト舗装工 (下層路盤工、上層路盤工)・・・その他</td> <td>標高較差 または、厚さ※</td> <td>各層毎1工事に1回[整正後]</td> <td>代表箇所各1枚</td> </tr> </tbody> </table> ※上記の表における撮影項目以外で必要がある場合は、「写真管理基準(案)」(国土交通省各地方整備局)に準拠する。	工 種	写真管理項目			撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	アスファルト舗装工 (下層路盤工、上層路盤工)・・・その他	標高較差 または、厚さ※	各層毎1工事に1回[整正後]	代表箇所各1枚	・TS（ノンプリズム方式）による出来形の計測データは、連続的の相関を持ったデータかつ、施工全体の面的なデータであることから、最小限の確認を行うことで精度検証が可能のため、写真管理箇所を低減している。
工 種	写真管理項目																								
	撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度																						
アスファルト舗装工 (下層路盤工、上層路盤工)・・・その他	幅	各層毎80mに1回[整正後]	代表箇所各1枚																						
工 種	写真管理項目																								
	撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度																						
アスファルト舗装工 (下層路盤工、上層路盤工)・・・その他	標高較差 または、厚さ※	各層毎1工事に1回[整正後]	代表箇所各1枚																						
2. 実地検査	地方整備局土木工事検査技術基準(案)別表第2出来形寸法検査基準 ・メジャー等により実測による確認 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th rowspan="2">検査内容</th> <th colspan="2">検査密度</th> </tr> <tr> <th>検査箇所</th> <th>検査頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般舗装工</td> <td>舗装工</td> <td>基準高、幅、厚さ</td> <td>基準高、幅は200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)、厚さは、施工面積10,000㎡につき1箇所以上コア等により検査(ただし、施工面積10,000㎡以下の場合は2箇所以上)</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	検査内容	検査密度		検査箇所	検査頻度	一般舗装工	舗装工	基準高、幅、厚さ	基準高、幅は200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)、厚さは、施工面積10,000㎡につき1箇所以上コア等により検査(ただし、施工面積10,000㎡以下の場合は2箇所以上)	要領6-2 出来形計測に係る実地検査 ・TS等による計測により確認 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th rowspan="2">計測箇所</th> <th colspan="2">確認内容</th> <th rowspan="2">検査頻度</th> </tr> <tr> <th>確認内容</th> <th>検査頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装工</td> <td>検査職員が指定する任意の箇所</td> <td>厚さあるいは目標高さ と実測値との鉛直較差</td> <td>1工事に1管理断面</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	計測箇所	確認内容		検査頻度	確認内容	検査頻度	舗装工	検査職員が指定する任意の箇所	厚さあるいは目標高さ と実測値との鉛直較差	1工事に1管理断面	・TS（ノンプリズム方式）による出来形の計測データは、連続的の相関を持ったデータかつ、施工全体の面的なデータであることから、実地頻度を低減している。	
工 種	検査内容			検査密度																					
		検査箇所	検査頻度																						
一般舗装工	舗装工	基準高、幅、厚さ	基準高、幅は200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)、厚さは、施工面積10,000㎡につき1箇所以上コア等により検査(ただし、施工面積10,000㎡以下の場合は2箇所以上)																						
工 種	計測箇所	確認内容		検査頻度																					
		確認内容	検査頻度																						
舗装工	検査職員が指定する任意の箇所	厚さあるいは目標高さ と実測値との鉛直較差	1工事に1管理断面																						

参考資料－2 3次元設計データチェックシート

(様式－1)

令和 年 月 日

工事名： _____

受注者名： _____

作成名： _____ 印

3次元設計データチェックシート

項目	対象	内容	チェック結果
1) 基準点及び 工事基準点	全点	・ 監督職員の指示した基準点を使用しているか？	
		・ 工事基準点の名称は正しいか？	
		・ 座標は正しいか？	
2) 平面線形	全延長	・ 起終点の座標は正しいか？	
		・ 変化点（線形主要点）の座標は正しいか？	
		・ 曲線要素の種別・数値は正しいか？	
		・ 各測点の座標は正しいか？	
3) 縦断線形	全延長	・ 線形起終点の測点、標高は正しいか？	
		・ 縦断変化点の測点、標高は正しいか？	
		・ 曲線要素は正しいか？	
4) 出来形横断面 形状	全延長	・ 作成した出来形横断面形状の測点、数は適切か？	
		・ 基準高、幅、法長は正しいか？	
5) 3次元設計 データ	全延長	・ 入力した2)～4)の幾何形状と出力する3次元設計データは同一となっているか？	

※1 各チェック項目について、チェック結果欄に“○”と記すこと。

※2 該当項目のデータ入力がない場合は、チェック結果欄に“－”と記すこと。

参考資料－3 精度確認試験結果報告書

(様式－2)

精度確認試験結果報告書

計測実施日：令和2年2月18日

機器の所有者・試験者あるいは精度管理担当者：(株) レーザ測量
 精度 太郎 印

精度確認の対象機器		写真
メーカー	： (株)ABC社	
測定装置名称	： TS 600	
測定装置の製造番号	： R00891	
検証機器 (標定点を計測する測定機器)		
① 鉛直方向の測定精度の精度確認方法		写真 
② 平面方向の測定精度の精度確認方法		写真 
測定記録		写真 
測定期日	： 令和2年2月18日	
測定条件	： 天候 晴れ 気温 8℃	
測定場所	： (株)レーザ測量 社内 資材ヤードにて	
精度確認方法		
①鉛直方向の測定精度の精度確認方法	■試験計測点の高さ	
②平面方向の測定精度の精度確認方法	■試験計測点の平面位置	

鉛直方向の精度確認試験結果（詳細）

① レベルによる試験計測点の確認



計測方法：試験計測点の高さ

計測結果：1点目 8.080m、2点目 8.084m

② TS（ノンプリズム方式）による確認



計測結果：1点目 8.081m、2点目 8.082m

③ 差の確認（鉛直方向の測定精度）

対象工種：表層

	TS（ノンプリズム方式）の計測結果による高さ（Z'）－ 試験計測点の高さ（Z）	判定
1点目：計測距離30mの測定精度	$8.081\text{m} - 8.080\text{m} = 0.001\text{m}$ (1mm)	合格（基準値4mm以内）
2点目：計測距離50mの測定精度	$8.082\text{m} - 8.084\text{m} = -0.002\text{m}$ (-2mm)	合格（基準値4mm以内）

平面方向の精度確認試験結果（詳細）

① TSによる検査点の確認



TSによる既知点の点間距離 (L)			
	X	Y	点間距離
1点目	44044.710	-11987.615	17.060m
2点目	44060.775	-11993.355	

② TS（ノンプリズム方式）による確認



TS（ノンプリズム方式）による既知点の点間距離 (L')			
	X	Y	点間距離
1点目	44044.700	-11987.621	17.067m
2点目	44060.775	-11993.355	

③ 差の確認（測定精度）

対象工種：表層

計測距離：100m

TS（ノンプリズム方式）の点間距離 (L') — TSの点間距離 (L)
 $17.067\text{m} - 17.060\text{m} = 0.007\text{m} (7\text{mm})$; 合格 (基準値 10mm 以内)

参考資料－４ 用語の説明

本要領で使用する用語を以下に解説する。

【TS】

トータルステーション (Total Station) の略。1台の機械で角度（鉛直角・水平角）と距離を同時に測定することができる電子式測距測角儀のことである。計測した角度と距離から未知点の座標計算を瞬時に行うことができ、計測データの記録及び外部機器への出力ができる。

【TS（プリズム方式）】

トータルステーションを用いた計測手法のうち、被計測箇所にターゲットとなるプリズムを設置して計測する方法のこと。プリズムに照準を合わせ、プリズムからの反射光により測距する方法。利用するプリズムには1素子型や全周型などがある。

【TS（ノンプリズム方式）】

トータルステーションを用いた計測手法のうち、ターゲットとなるプリズムを利用せず被計測対象からの反射波を利用して測距する方法。

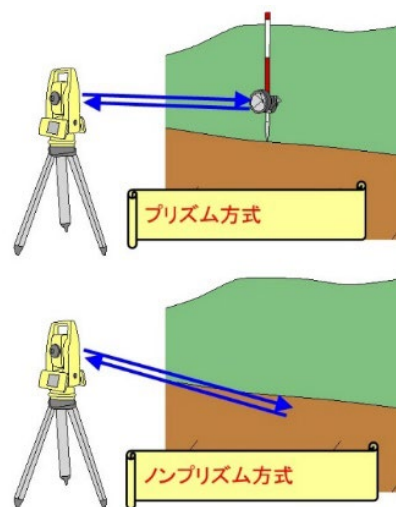


図 1-3 TSのプリズム方式とノンプリズム方式

【TLS】

地上型レーザースキャナー (Terrestrial Laser Scanner) の略。1台の機械で指定した範囲にレーザーを連続的に照射し、その反射波より対象物との相対位置（角度と距離）を面的に取得できる装置のことである。TSのようにターゲットを照準して計測を行わないため、特定の変化点や位置を選択して計測することができない場合が多い。

【3次元設計データ】

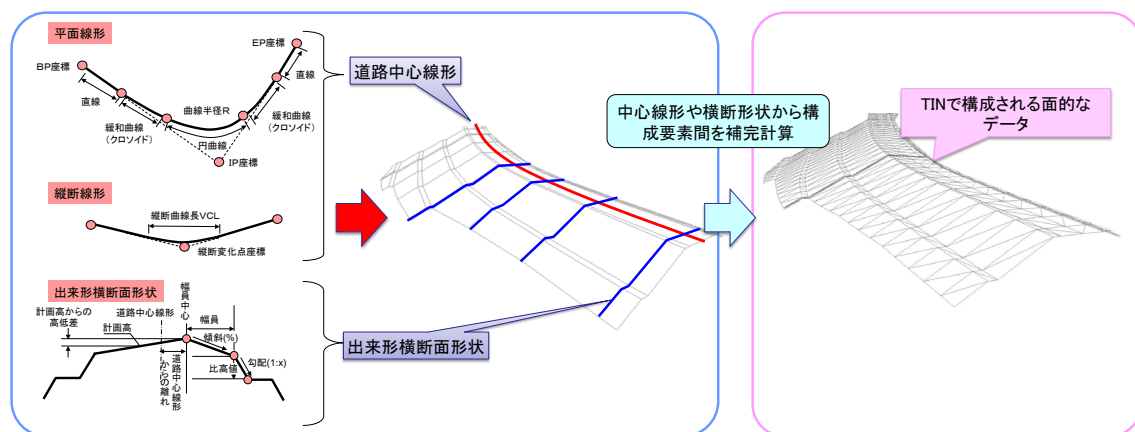
3次元設計データとは、道路中心線形または法線（平面線形、縦断線形）、出来形横断面形状、工事基準点情報及び利用する座標系情報など設計図書に規定されている工事目的物の形状とともに、それらをTINなどの面データで出力したものである。

【TIN】

TIN（不等三角網）とは、Triangular Irregular Network の略。TINは、地形や出来形形状などの表面形状を3次元座標の変化点標高データで補間する最も一般的なデジタルデータ構造である。TINは、多くの点を3次元上の直線で繋いで三角形を構築するものである。TINは、構造物を形成する表面形状の3次元座標の変化点で構成される。

【3次元設計データの構成要素】

3次元設計データの構成要素は、主に、平面線形、縦断線形、横断面形状であり、これらの構成要素は、設計成果の線形計算書、平面図、縦断図及び横断図から仕上がり形状を抜粋することで、必要な情報を取得することができる。3次元設計データは、これらの構成要素を用いて面的な補間計算を行い、TINで表現されたデータである。図に3次元設計データを作成するために必要な構成要素を示す。



【道路中心線形】

道路の基準となる線形のこと。平面線形と縦断線形で定義され、3次元設計データの構成要素の一つとなる。

【法線】

堤防、河道及び構造物等の平面的な位置を示す線のこと。平面線形と縦断線形で定義され、基本設計データの一要素となる。

【平面線形】

平面線形は、道路中心線形または法線を構成する要素の1つで、道路中心線形または法線の平面的な形状を表している。道路中心線形の場合、線形計算書に記載された幾何形状を表す数値データでモデル化している。平面線形の幾何要素は、道路中心線形の場合、直線、円曲線、緩和曲線（クロソイド）で構成され、それぞれ端部の平面座標、要素長、回転方向、曲線半径、クロソイドのパラメータで定義される。

【縦断線形】

縦断線形は、道路中心線形または法線を構成する要素の1つで、道路中心線形または法線の縦断的な形状を表している。縦断形状を表す数値データは縦断図に示されており、縦断線形の幾何要素は、道路中心線形の場合、縦断勾配変位点の起点からの距離と標高、勾配、縦断曲線長または縦断曲線の半径で定義される。

【出来形横断面形状】

平面線形に直交する断面での、土工仕上がり、法面等の形状である。現行では、横断面図として示されている。

【計測点群データ（ポイントファイル）】

T S（ノンプリズム方式）で計測した地形や地物の表面の3次元座標の計測データ。CSVやLandXML、LASなどの形式で保存されるポイントのデータである。

【出来形評価用データ（ポイントファイル）】

T S（ノンプリズム方式）で計測した計測点群データから不要な点を削除し、さらに出来形管理基準を満たす点密度に調整したポイントデータである。専ら出来形の評価と出来形管理資料に供する。

【出来形計測データ（TINファイル）】

T S（ノンプリズム方式）で計測した計測点群データから不要な点を削除し、不等三角網

の面の集合体として出来形地形としての面を構築したデータのことをいう。数量算出に利用する。

【起工測量計測データ（T I Nファイル）】

T S（ノンプリズム方式）で計測した計測点群データから不要な点を削除し、不等三角網の面の集合体として着工前の地形としての面を構築したデータのことをいう。数量算出に利用する。

【出来形管理資料】

3次元設計データと出来形評価用データを用いて、設計面と出来形評価用データの各ポイントの離れ等の出来形管理基準上の管理項目の計算結果（標高較差の平均値など）と出来形の良否の評価結果、及び設計面と出来形評価用データの各ポイントの離れを表した分布図を整理した帳票、もしくは3次元モデルをいう。

【点群処理ソフトウェア】

T S（ノンプリズム方式）を用いて計測した3次元座標点群から樹木や草木、建設機械や仮設備等の不要な点を除外するソフトウェアである。また、3次元座標の点群の密度を調整したり、点群にT I Nを配置し3次元の出来形計測結果を出力することもできるソフトウェアである。

【3次元設計データ作成ソフトウェア】

3次元設計データ作成ソフトウェアは、出来形管理や数量算出の基準となる設計形状を示す3次元設計データを作成、出力するソフトウェアである。

【出来形帳票作成ソフトウェア】

3次元設計データと出来形評価用データを入力することで、設計面と出来形評価用データの各ポイントの離れの算出と良否の判定が行える情報を提供するとともに、計測結果を出来形管理資料として出力することができる。

【出来高算出ソフトウェア】

起工測量結果と、3次元設計データ作成ソフトウェアで作成した3次元設計データ、あるいは点群処理ソフトウェアで算出した出来形結果を用いて出来高を算出するソフトウェアである。

【オリジナルデータ】

使用するソフトウェアから出力できるデータのこと、使用するソフトウェア独自のファイル形式あるいは、オープンなデータ交換形式となる。例えば、LandXMLは、2000年1月に米国にて公開された土木・測量業界におけるオープンなデータ交換形式である。

【工事基準点】

監督職員より指示された基準点を基に、受注者が施工及び施工管理のために現場及びその周辺に設置する基準点をいう。

参考資料－５ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の活用により期待される機能と導入効果

